個別随意契約の見直しに関する提言

平成２０年３月２６日

生駒市随意契約適正化検討委員会

２００８年（平成２０年）３月２６日

生駒市長　山　下　　真　　殿

個別随意契約の見直しに関する提言

生駒市随意契約適正化検討委員会

委員長　　阪　口　徳　雄

はじめに

本委員会は、従来から随意契約としている委託契約等のうち、特に留意が必要である次の契約に関して、以下のとおり提言する。

(1)　清掃センタープラント関連業務委託契約（相手方：神戸ｱｲ・ｲｰ・ｻｰﾋﾞｽ㈱）

①　清掃センター運転管理業務委託契約

②　清掃センター保守点検業務委託契約

③　清掃センター施設補修業務委託契約

(2)　住民記録系システム関連契約（相手方：日本電子計算㈱）

①　住民情報系システム機器の賃貸借に関する契約（増設機器等を含む。）

②　住民情報系システム機器保守業務委託契約（サーバ機器・端末機器）

③　その他個別システムに係る使用契約、事務処理等委託契約

(別紙：関連契約一覧参照)

(3)　その他の随意契約

記

第１　提言の結論

１①　清掃センタープラント関連業務委託契約については、当面の間、随意契約とすることもやむを得ない。ただし、その前提として、平成２２年度の契約締

結時までに、競争性のある契約方式の導入に関し調査、検討することが求められる。

② 契約額については、客観的かつ適正な積算に基づき決定することが不可欠である。

2① 住民記録系システム関連契約については、現在の機器賃貸借期間の満了（平成２１年度末）後、最初に行われる当該機器の更新及び関連システムの構築については、随意契約とすることもやむを得ない。ただし、その前提として次期リース期間の終了までに、競争性のある契約方式の導入に関し調査、検討することが求められる。

② 契約額については、客観的かつ適正な積算に基づき決定することが不可欠である。

3 その他の随意契約については、「生駒市の随意契約のあり方に関する提言」におけるガイドラインに添うよう、改善されたい。

第２ 本件理由

１ 随意契約と競争入札のあり方

「生駒市の随意契約のあり方に関する提言」において、詳しく述べた。

２ 随意契約の当否の検討

（１）清掃センタープラント関連業務委託契約についての随意契約の理由

（一体の競争入札が必要）

生駒市は、清掃センタープラント関連業務委託契約について、全て神戸アイ・イー・サービス株式会社と随意契約で締結している。生駒市は、契約について随意契約で締結する理由について、随意契約理由書において具体的に検討しているが、その理由を突き詰めればつまりは清掃センターの施設を設計施工した

株式会社神戸製鋼のプラント部門を継承しているから（簡単に言うと、プラントを受注したメーカーの関連会社であるから）という理由に行き着くことになる。

しかし、一方で、競争性を確保するためにプラントの設計施工に関する委託契約については競争入札を実施したにもかかわらず、他方で、プラント関連業務委託契約について随意契約を締結するならば、プラント関連業務委託契約の締結に関しては、競争性に劣ってしまうおそれが十分に考えられる。

そこで、プラントなどの設計施工に関する契約と、保守点検に関する契約との関係のように、本体契約と同じ契約当事者と付随契約を締結する可能性が高いと予想できる場合には、例えば、プラントの設計施工に関する委託契約の競争入札当初から、これにプラント業務関連委託契約も含めた一体の競争入札をするなどの工夫をして、プラント関連業務委託契約についても競争性を確保することが可能であることに留意する必要がある。

（随意契約の当否）

① このようにプラントの設計施工の委託契約における競争入札の段階で、プラント関連業務委託契約を含めた競争入札をするのが理想であるが、生駒市では、清掃センターの建て替えについての具体的な予定はしばらくない。今後しばらくは現在の清掃センターのプラントを利用し続ける予定となっている。そこで、プラント関連業務委託契約を一体として競争入札をするという方法はさておき、現実問題として既設の清掃センターが存在することを前提として、プラント関連業務委託契約について随意契約とすべきかどうかを検討する必要がある。

② そこで、生駒市のプラント関連業務委託契約についての随意契約理由書を精査したところ、そこには相応の理由が、ある程度具体的に記載されていた。ただ、この理由書については、今後、透明性を確保するためにより市民に理解されやすい形式で具体的に記載されることが望ましい。そして、より具体的な理由を検討するという観点からは、清掃センターの施設を設計施工した会社の関

連会社であれば特殊プラント機器等に精通しているからという理由で、プラント関連業務委託契約についても当然のように当該関連会社と随意契約を締結しなければならないわけではない。

例えば、随意契約理由書では、神戸アイ・イー・サービス株式会社が「本施設の技術のノウハウを十分把握している」「機器等に精通している」という理由を挙げて、同社と随意契約を締結する必要性があると結論付けている。しかし、プラント関連業務のうち少なくとも運転管理業務については、直接市の業務としている他市が存在する。又、本来、ノウハウや機器に精通するための情報は、取扱説明書・仕様書・アフターフォローサービス等で同社から提供されてしかるべきものである。したがって、運転管理業務委託契約を随意契約とすることの理由として同社がノウハウや機器に精通していることを挙げるのであれば、取扱説明書等の提供では補うことの不可能なノウハウや機器の情報を、より具体的に示すことが望ましいと言える。

③ 本委員会では、運転管理業務委託契約をはじめ他の２つの関連業務委託契約についても、随意契約によることの当否を検討した。

少なくとも運転管理業務委託契約については、上記のとおり、直接市の業務としている他市が存在し、ノウハウや機器の情報については、取扱説明書等の提供により取得できると思われることから、本来は原則どおり同業他社を含めた競争入札とするべきだとも言える。しかし、競争入札に参加可能な同業他社が存在したとしても、その数が極端に少ない可能性も高いと考えられ、その場合には競争入札を行っても、かえって競争性を阻害してしまうおそれがある。

そこで、株式会社神戸製鋼の設計施工したプラントについて運転管理業務をはじめとする関連業務を遂行できる同業他社の数がどれくらいあるか、生駒市のプラント関連業務委託契約に新規参入しようとする意思のある同業他社がどの程度存在するのかが重要となるが、現段階では未だそれに関する情報を入手しておらず、全く不明である。そこで、今後２年～３年の間に、生駒市のプラ

ント関連業務委託契約について新規参入可能であり、またその意思のある同業他社がどれくらい存在するのかについての情報を適正に入手することが必要となる。そこで、例えば、情報の入手方法のためにパブリックコメントを集めること、第三者機関を設置した上で（できるだけ専門知識を有する者を含めることが望ましい)、同業他社が参入可能かどうかについて、及びプロポーザル方式を導入することの可否について、調査、検討することなどが考えられる。

④　以上のことからは、本委員会としては、プラント関連業務委託契約については、当面の間、随意契約を締結することがやむを得ないと言えるが、平成２２年度の契約締結までに、他社と契約する余地がないかどうか、競争性を発揮する何らかの方法がないかを調査・検討していくことが必要であるという結論に達した。

（２）住民記録系システム関連契約についての随意契約の理由

（随意契約の理由）

住民記録系システムは、住民基本台帳制度等に基づいて、氏名、住所等の基本項目をはじめ、住民に関する正確な記録を常に整備しておくためのシステムであり、生駒市は、本件契約のうち、機器の賃貸借に関する契約を随意契約で締結する理由として、次の理由を挙げている。

『　住民情報系システムは、昭和 43 年から同社に継続的に委託しており、幾重にもわたって市の要望に沿った改良が加えられている。また、住民情報系システムには、市民税、固定資産税、国保、介護保険等の多くのシステムがぶら下がり、複雑なシステムとなっていることから、他業者のシステムへの乗り換えには、次のような支障がある。

①　多くのカスタマイズ（特注）が必要となり、多額の費用と時間を要し、現行のレベルを維持できるかも未知数である。

②　システム及びデータの互換性がないこと等により、業務が停止する危険

があり、市民サービスに多大な影響を与える結果となる　』

なお、現行価格の妥当性に関しては、住民基本系をはじめとする電算経費全般について、人口規模等が類似する他市に比べて相対的に安価になっていることを根拠にしているものと思われる。

（随意契約の理由の検討）

上記理由では、住民情報系システムについて、他の業者のシステムに変更するリスクとして２点が挙げられている。

まず、(1)①「これまで築き上げてきた生駒市独自の機能・仕様を維持することが困難であること」については、詳細な仕様書、作業マニュアルの作成等により競争性を確保した契約手法の導入が可能であると考えられる。仕様書等を作成する技術的な困難性や、カスタマイズ（特注）箇所の増加による調達コストの増加などは考慮されるべき課題ではあるが、いずれにしても競争性のある契約の障害となる事由としては、克服が可能なものであると思われる。

他方、(1)②「業務が停止する危険があり、市民サービスに多大な影響を与えるおそれがある」ことについては、市民の権利義務に直接関係する根幹的な業務システムの安定的な運用を確保することが、何よりも優先されるべきであることは当然であると言える。

しかしながら、受託業者を変更することによる障害が具体的に明示されておらず、漠然とした危機感のみを理由とすることは妥当ではないと思われる。

現状では随意契約の適用に当たってその透明性が十分に果されているとは言い難い状況にあり、市民に対し説明責任を果たすという観点からは、今後、その随意契約を締結することの公正性、透明性、経済性の要件を客観的に示すことより、具体的な理由を説明するように努力していくことが望ましい。

（３）その他の随意契約

その他の随意契約は、医療・福祉・保育園・交通など比較的広範囲に亘って

いるが、総じて特定の業者に限る業務である。よって、随意契約は止むを得ないものと考える。そうした中、工事関係発注など必ずしも随意契約である必要性が明確でないものも散見されている。今後は、新たに設ける予定のガイドラインに準拠して随意契約の採否についてより厳格な対応が求められる。

３　各業務についての具体的検討

（１）清掃センタープラント関連業務委託契約についての検討

①　契約金額

上記のとおり随意契約の当否については検討したが、随意契約で契約を締結する場合には、できるだけ客観的な積算資料を参考にすることで、透明性を確保し、契約金額の是非について市民に対して説明できることが必要なことは、一般的な随意契約を締結する場合と同様である。

その意味で、清掃センターのプラント関連業務委託契約については、社団法人全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」などの客観的な積算資料が存在することから、それらを利用することが望ましい。

また､随意契約においては､競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札における平均落札率を参考とした一定の請負率を考慮するなどの工夫も必要であると考える。

②　契約期間

当委員会では、清掃センタープラント関連業務委託契約を今後随意契約で締結する場合の契約期間についても検討した。

市の契約は､単年度契約が原則であり､一般的には毎年契約を締結する方が、競争性が発揮されやすいということは言える。

しかし、プラントの次回建て替えまでの長期間、契約の相手方当事者が固定されている本件のような特殊な場合においては、毎年契約を締結し直しても競争性の発揮には直接結びつかない。他方で、清掃センタープラント関連業務委

託契約を長期契約とし、補修費用を定額制とするなどの工夫をすれば、当該業者の運転管理において補修を少なくしようとするインセンティブが与えられ、当該業者がより丁寧に作業することが期待でき、ひいてはプラントが長持ちするという市にとってのメリットも予想される。また、補修費用について、数年間の期間で平準化でき、計画的な予算編成、会計処理が可能となるメリットもある。そこで、合理的な理由もなくむやみに長期契約とすることは厳に慎むべきであるが、補修費用を定額制とするなどの工夫と組み合わせて、合理的な理由が存在する場合には、長期契約を締結するべきであるという意見もでた。その場合、５年間の長期契約という意見もあれば、１５年間の長期契約という意見もあった。

確かに、長期契約には上記のようなメリットがあると言える。しかし、従来とおりの随意契約締結の方法では競争性を発揮することが困難である。そのような競争性の発揮されない状態で長期契約を導入すれば、市にとっての長期契約のメリットを十分に享受できるかどうか、非常に疑わしいところがある。仮に定額制の長期契約であっても、定額制による契約額がかえって高額になるおそれもある。そこで、本委員会の結論としては、少なくともプロポーザル方式の導入などの競争性を発揮する契約方式の導入を待ってから、業者からの長期契約に変更することのメリットをプロポーザルとして受けるなどした上で、長期契約のメリットが十分に発揮されると認められる場合に限り、導入に踏み切ることが可能であるとの結論になった。

（２）住民記録系システム関連契約についての検討

①　市役所内部における検討経緯

生駒市においては、現行の住民情報系システム機器のリース期間の満了時期が迫っていることから、３０年以上特定の業者と継続しているシステム関連の契約の見直しについて、一定の問題意識を持って行政内部における検討が行わ

れている。

検討に当たっては、市の情報施策を総括する情報政策課の主導により「住民情報系システム検討会議」を関係１４課の管理職等で組織し、今後の方向性が議論されている。

検討の過程においては、より優れたシステムを構築・運用するため、企画提案（プロポーザル）方式による受託者の選定についても可能性の検討がなされているが、業者変更に伴う次のようなリスクを懸念する意見が大多数を占めたことから、次期システム更新については、現行事業者との随意契約もやむを得ないとの結論が出されている。

・データの移行が正確に可能かの不安がある。
・業務停止などのトラブルは市民サービスの重大な低下につながる。
・様々な改良を加えてきた現行システムは本市の貴重な財産であり、新システムで希望するカスタマイズが可能かの不安がある。
・仕様書の調製が職員だけでは困難である。

② 本委員会による検討

住民情報系システム関連契約については、市民の権利義務に直接関連し、完全な正確性と一日たりとも停止することが許されないという特殊性を有する業務である。生駒市では、システムの導入当初から現行事業者の技術に依存するところが大きく、当初の開発事業者に法制度改正などに伴うシステム変更も依頼してきた経緯がある。このようなことから、市役所内部の検討においても指摘されているとおり、現状では、他の事業者のシステムに移行することに伴う業務停止などのトラブルを事前に回避するための内部体制が整っておらず、競争性のある調達手法を導入することにより、却って市民サービスの低下を招きかねないとの懸念は肯定せざるを得ないものと考えられる。

大手都市銀行の合併・システム統合に伴う大規模なシステム障害、社会保険庁のプログラム変更に伴う年金の記録照会システムの障害等の事例を引くまで

もなく、システムに発生する障害は、行政の業務に重大な支障をきたすおそれがある。行政の情報化、システム化の最終的な目的が、市民サービスの向上と業務能率の向上にあり、その根幹である住民情報系システムは、一時も停止することが許されないものであることを踏まえると、システムの安定性と正確性を重視し、業務の円滑な執行を最優先とする調達手法を採用することには、一定の合理性があるものと考える。

本委員会としても、競争入札に参加可能な業者が多数存在し、同等の機能水準を有する他の類似システムもある以上、地方自治法施行令第１６７条の２の「その契約の性質上、競争入札に適しない」ものであるとするためには、競争入札の手法を採ることのリスクをさらに具体的に明示する必要はあると認識するものだが、本件契約を随意契約とすることについて、当面の間、是認せざるを得ないと判断する。

しかしながら、将来にわたって随意契約を継続するのが妥当な契約であるとも言えない。随意契約はあくまで例外であることを念頭に置き、かつ、競争入札が可能な状況となっていないかどうか、即ち、想定されるシステム障害等のリスクを回避し、競争に参画する業者の適正な技術的評価を可能とするような手法の調査、研究に早急に着手し、少なくとも次期システムを導入し、そのリース期間が経過するまで（通常は５年程度が想定される）には、競争性のある調達手法の導入に向けて体制の整備に取り組むことが求められる。競争性のある入札などが可能になった場合でも、入札の基本である価格面だけを判断基準とするのではなく、業務の効率化やシステムの安全性、安定性、セキュリティ面などなどの要素も加味した「プロポーザル方式」、「総合評価方式」などによることが適当であろうと思われる。

住民情報系システムの切り替えに関し、市の担当部署で類似団体の調査を行ったところ、大部分が従前の業者との随意契約であったが、一部、プロポーザル方式や指名競争入札の手法で調達している自治体が見られることからも、先行

事例の成否も含めて調査、検討を進めるべきと言える。

③　契約金額の妥当性について

随意契約による調達が例外的に認められる場合であっても、契約金額については適正かつ妥当性があり、市民への説明責任を全うできるものである必要がある。

一般的に情報システムやそれに関連するサービス費用の見積りは、公共工事のような明確な積算基準もなく、事業者から提示された費用が適正であるか否か（高いのか安いのか）を発注者が検証することは困難である。

生駒市においては、各種システムにおける基本料については、一定の単価に処理件数等を乗じて算出することとされているが、単価についてはシステム導入後、ほぼ同額に据え置かれていること、システム使用において、利用する端末数に応じて通常課されるライセンス料金の減額交渉を行うなど、契約金額の抑制に関する相当の努力がなされていることは伺える。

しかしながら、現行の契約においては、積算根拠がすべて明示され、客観的な基準で検証されているとも言い難いところであり、市民への説明責任を適切に果たす上でも改善が必要である。

今後は、事業者に対して、サービス項目ごとの料金算定根拠を最大限明示するように求めるとともに、情報システムの業務範囲や機能等に係る要求要件を可能な限り提示した上で､原則として複数の事業者から見積もりを徴すること、類似自治体との比較などを引き続き適正に実施することなどで、価格の妥当性を担保する取り組みの強化が求められる。

この場合、事業者から提出される費用積算の妥当性を検証するため、職員の知識やスキルの向上を図るとともに、特定の事業者に属さず専門的知識を有する民間人を登用するなどの手法も考慮に値するものと考える。

契約金額の妥当性（適正性）確保のためのより具体的な指針を、次のとおり示す。

（ⅰ）住民記録系システム等のフローチャートを作成・整備する。

（ⅱ）上記（ⅰ）のうち、外部委託している業務分野の範囲を明らかにする。

（ⅲ）外部委託している業務の仕様書を詳細に作成する。

（ⅳ）上記（ⅲ）の仕様書に基づき業者が積算資料を作成し、市役所に提出する。

（ⅴ）市役所はこの積算資料を検証する。

（ⅵ）他の自治体との比較検討を行い、上記積算資料の適正性を補強する。

（ⅶ）随意契約内容は公開する。

（ⅷ）長期契約する場合でも契約金額の基礎となる積算資料は毎年見直しを行う。

止むを得ない事情により随意契約を行う場合には、その契約金額の妥当性に特に留意しなければならない。積算資料では、包括的に「○○一式」という記載方法を避けるべきであり、個々の業務内容（仕様書）とリンクした具体的な積算資料でなければならない。具体的な積算資料であればその内容の検証も可能となり、他の自治体との比較も容易となる。情報公開された資料を市民が判断する上でも詳細な積算資料が求められる。

④　今後において講ずべき措置

情報システムは、市政運営を支える必要不可欠かつ重要なツールであるとともに、市民への質の高い行政サービスの提供や行政内部の効率的な事務処理を具現化する役割を果たすものである。今後においても市役所内や市民の中にさらに広く深く浸透していくものであるということを踏まえれば、情報システムに係る調達の成否は、利便性が高く、効率的な市政運営の実現を大きく左右するものであると言える。

このことから、今後における情報システムに係る調達については、業務の安

定性と信頼性を確保した上で、競争性の高いプロポーザル方式等の契約手法を導入し、質の高い、より低廉な情報システムを調達することが不可欠である。

そのためには、上記のような競争性のある契約手法を導入する上での課題を根本的に解決するため、発注者側の体制を強化していくことが最も重要である。

具体的には、情報技術の利用をコーディネートする人材の育成などと平行して、先にも述べたとおり、専門的知識を有する民間人を登用し、プロポーザル方式等を導入する際の発注仕様書の作成支援、提案評価基準の設定、提案書の評価や見積書等の金額の妥当性の検証などに活用することが考えられる。

いずれにしても、技術面・運用面での自立性の強化を図られなければ、現行の事業者への依存から脱却できず、システムに係る経費についても、適切なコストであるか否かの評価が困難なものとなるおそれもあることから、競争原理を働かせることができるような体制の整備に早急に着手すべきである。

（３）その他の随意契約についての検討

①　本委員会による検討

その他の随意契約について、生駒市は随意契約採用の適否について評価している。その多くは業者が特定されるなど随意契約が止むを得ないものとされている。しかしながら、入札が望ましいとする契約も散見されているところである。例えば、給食配送業務は、荷台の構造が特殊という理由で従来から随意契約になっているが、これが随意契約の根拠になるには乏しいものと考える。このように入札に移行した方が適正と思われる契約についての討議を行った。

②　契約金額の妥当性について

随意契約の場合には、その契約金額の適正性が担保されない危惧がある。従って、契約金額については、その決定過程において透明性を確保し積算資料の具体的な呈示とその内容の検証により契約金額の適正性が確保されなければならない。随意契約の契約金額の算定は、得てして過年度数値の踏襲であったり、

積算資料の具体性欠如であったり、契約金額の事後検証も十分でないと判断される。具体的な仕様書を作成の上、仕様書と積算資料を関連付けることにより契約額の透明性を高める必要がある。契約金額の決定に当って、競争入札における平均落札率を加味する方法を採用することも考えられる。

③　今後において講ずべき措置

現状の随意契約は多岐に亘っているものの、随意契約止む無しかどうかの検証と、止む無しの場合には契約金額の適正性を確保することに尽きる。ガイドラインに準拠すると共に、市民に随意契約を公表することで市民による監視で牽制機能が働く。そうした中、福祉・医療など明らかに特定業者に依存せざる場合を除いて随意契約件数は今後減少するものと期待している。

以上

清掃センタープラント関連契約一覧

◎清掃センタープラント関連業務委託契約

【清掃センター運転管理業務委託契約】

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一　般　会　計	清掃センター	ごみ焼却施設運転管理業務委託契約	207,396,000
合計			207,396,000

【清掃センター保守点検業務委託契約】

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一　般　会　計	清掃センター	生駒市清掃センター保守点検業務	15,718,500
合計			15,718,500

【ごみ焼却施設保守点検等委託料】

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一　般　会　計	清掃センター	1系煙道耐火物補修業務	22,216,950
		生駒市清掃センター施設補修業務委託（上期）	112,885,500
		生駒市清掃センター施設補修業務委託（下期）	106,575,000
合計			241,677,450

■総合計　464,791,950

住民記録系システム関連契約一覧

◎機器

【使用料・賃借料】サーバー、パソコン、プリンター等機器使用料

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一 般 会 計	情報政策課	住民情報システム機器等賃借料	24,094,980
		住民情報システム増設機器等賃借料	1,181,880
合計			25,276,860

【委託料】サーバー、パソコン、プリンター等機器保守費用

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一 般 会 計	情報政策課	住民情報システム機器保守料(サーバ機器)	6,187,524
		住民情報システム機器保守料(端末機器)	1,734,054
合計			7,921,578

■機器契約金額計 33,198,438

◎システム

【使用料・賃借料】窓口処理システムの使用料

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一 般 会 計	市民税課	市民税システム使用料	2,772,000
	収税課	住登外・口座納組システム	504,000
		収納消込システム使用料	2,268,000
	資産税課	固定修更正システム使用料	504,000
	市民課	外国人登録ソフト使用料	630,000
		印鑑登録ソフト使用料	882,000
		住民記録ソフト使用料	1,260,000
	健康課	健康管理システム使用料	1,512,000
国民健康保険特別会計	国保年金課(国保)	国民健康保険システム使用料	2,646,000
一 般 会 計	国保年金課(年金)	国民年金システム料	882,000
	児童福祉課	保育システム使用料	604,800
		児童手当システム使用料	882,000
	環境事業課	し尿くみ取り手数料計算システム使用料	630,000
	選挙管理委員会事務局	選挙システム	378,000
合計			16,354,800

【委託料】税納付書等の一括作成費用等

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一 般 会 計	市民税課	住民税当初課税事務処理	17,010,000
		軽自動車税当初課税事務処理	1,128,750
		住民税異動処理業務	2,554,650
	収税課	住登外・口座納組マスター異動処理料	466,200
	資産税課	固定資産税課税事務処理	15,916,950
	市民課	住民記録異動処理委託料	448,560
国民健康保険特別会計	国保年金課(国保)	国保助成金システム保守料	756,000
		収納対策用処理委託	735,000
		賦課及び異動計算処理委託	9,075,150
一 般 会 計	選挙管理委員会事務局	平成19年度選挙事務投票システム保守委託	190,050
	教育総務課	NewLifeⅢ学齢簿システム保守料	252,000
合計			48,533,310

【委託料】各種制度変更によるシステム変更費用

会計名称	所属名称	内容	負担行為額
一 般 会 計	市民税課	軽自動車税課税システム変更	525,000
		住民税即時システム税制改正に伴う変更	1,995,000
		住民税バッチシステム税制改正に伴う変更	1,470,000
	資産税課	土地評価替え(時点修正)作業料	1,050,000
		固定資産税法改正対応	1,533,000
	健康課	健康管理システム変更	273,000
	選挙管理委員会事務局	公職選挙法改正に伴う選挙システム変更料	242,550
		選挙投票区変更に伴うプログラム作成処理業	304,500
		4月22日執行生駒市議会議員選挙入場整理	577,500
		第21回参議院議員通常選挙投票所入場整理券	577,500
合計			8,548,050

■システム契約金額計 73,436,160

■総合計 106,634,598